

令和5年度（2023年度）第2回
吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者選定委員会（議事録）

1 開催日時・場所

日時 令和6年（2024年）2月8日（木）午前9時30分から午前10時05分まで
場所 メイシアターレセプションホール

2 出席委員

- (1) 吉岡 洋子 関西大学 教授
(学識経験者)
- (2) 奥谷 義信 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 副会長
(市内の福祉を目的とする公共的団体の代表者)
- (3) 西川 緑一 吹田市民生・児童委員協議会 岸部地区委員長
(市内の福祉を目的とする公共的団体の代表者)
- (4) 井上 寧 近畿税理士会吹田支部 幹事
(公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識
又は経験を有する者)
- (5) 八瀬 恵 大阪府社会保険労務士会 労務監査推進特別部会員
(社会保険労務士、その他労務管理に関し専門的知識
又は経験を有する者)

3 欠席委員

なし

4 会議次第

- (1) 指定管理者の第三者モニタリング・評価の答申書（案）の審議、確定
- (2) その他

5 添付資料

【資料 1】吹田市立高齢者いきいの家第三者モニタリング・評価についての答申書
（案）

【参考資料 1】指定管理者制度導入施設の第三者モニタリング・評価シート（集約）

【参考資料 2】第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策（案）
（令和5年度）

6 議事の概要

委員長

ただいまより、第2回吹田市立高齢者いこいの家指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。

本日選定委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。

まず初めに、事務局から本日の出席者の状況報告をお願いいたします。

事務局

本日は選定委員の総数5名の内、出席委員5名で全員御出席いただいておりますので、吹田市立高齢者いこいの家条例施行規則第20条第2項の規定により、本選定委員会が成立していることを御報告いたします。また、本選定委員会は、吹田市情報公開条例第28条第3号に基づき、非公開といたします。

委員長

本日の議題は、指定管理者の第三者モニタリング・評価の答申書（案）の審議、確定です。それでは、審議の進め方ですが、事務局から事前に資料をお配りいただいておりますので、まずは事務局より配付資料の説明をいただき、併せて、審議の進め方についても御提案いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

委員長

それでは、事務局よりお願いいたします。

事務局

【審議の進め方について説明】

委員長

説明が終わりました。御意見や御質問があればお願いいたします。

（なし）

それでは、審議の進め方については、ただいま事務局から御提案いただいた内容を基に進めるということによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本案を承認いたします。

それでは、次第に沿いまして、事務局から、指定管理者の第三者モニタリング・評価の答申書（案）の審議、確定について説明をお願いいたします。

事務局

それでは、説明をさせていただきます。

【指定管理者の第三者モニタリング・評価の答申書（案）の説明】【審議】

委員長

説明が終わりました。他に御意見や御質問があればお願いいたします。

委員

丁寧な対応をされていることは理解しました。岸部地区の方と話をする機会があり、従前の運営と今の運営と相当違ってきたと、また他の地区からの利用もあるということで高い評価をさせていただきました。昨日、人権啓発推進協議会の全体会議に参加し、いこいの家の講座案内が配られていました。No.9の助言にもあるように実際に人権啓発推進協議会に案内をしていただいているというのは、それだけ広がりをもてるのかなと感じました。これからも継続してやっていただきたいというのと、No.10について高齢者いこいの家と協働でどういう取組をするかですが、例えば岸部地区福祉委員会や社会福祉協議会等と一緒に取組を広めていくための工夫について積極的に協力できればと思います。まだいこいの家知らない方もいらっしゃるので、あらゆる場を通じて、できるだけ多くの方に知っていただくことも大事ですし、高齢クラブにもピーアールしながら利用を促していただけたらと思います。経営面も問題ないとのことですし、安心して利用できる環境になっているので、もっと皆に知ってもらうことが大事だと思います。

委員

地域との協働ということでお話がありましたが、民生委員会や福祉委員会では高齢者との食事会や敬老行事を行っています。高齢者の色々な取組をお知らせしていく場でもあるので協力していきたいと思います。庭を見ていて思いましたが、岸部地区の体育振興協議会で小さなお子様から高齢者の方まで簡単に行えるような生涯スポーツの普及活動をされておりコンタクトをとってもらい、庭を使ってボーリングに似たモルックやカーリングに似たペタンクやスプラッシュボールという競技などをしていただけたらどうかと思いま

した。

事務局

地域諸団体の方々との連携が確かにすごく大事だと思います。いこいの家のこれからの活動の広がりにも繋がっていくなと感じておりますので、指定管理者にも伝えるとともに一緒に市としても協力してやっていきたいと思っております。本当に貴重な御意見ありがとうございました。

委員

いこいの家だけですべてをやるのではなく、地域には色々な施設がありますので、例えば交流活動館や青少年クリエイティブセンター、青少年の運動広場を十分活用しながら、地域の体育振興協議会や福祉委員会と一緒にやるのが、まさしく広がりを持つのではないかと思います。高齢福祉室の方で施設を活用できるような協力ができればと思います。

委員長

ちらしだけ配ろうということだけではなく、具体的な取組を小さくてもすることで口コミでも広がり、地域福祉の観点からもいいなと思いました。スポーツも敷居が高くなってしまふところを気軽に庭でできるのもいいのかなと思いました。

確認ですが、助言等の内容に対する対応策は指定管理者とどのようにして作成されたのですか。

事務局

事務局で回答する部分と指定管理者で回答する部分を指定管理者と協議し、メールでやり取りし、作成しました。

委員

指定管理料が約1,600万円が高いか安いかは別の話ですが、そのうち人件費が約960万円です。この費用だと訪問看護や介護事業所という社員が2人、あとアルバイトでされているようなイメージでみています。指定管理の場合、家賃分がお得になっています。あの施設を見せていただいて月50万円くらいとすると、年間600万円分費用が発生していませんので、その価値を他に持っていきける。これはあくまで想定ですが、指定管理者にとって家賃を払わなくていいというのはすごくお得であって、そのための指定管理なんですけれども。土地もお庭もあって立派な施設なので、その分サービスに向けられるのかなと個人的には思います。これは要望とかアドバイスというわけではないですが、そう思いました。

委員

吹田市への今後の要望で社会保険料関係の資料について、個人情報関係もありますが、今後はマスキングしてもどなたの分が対応しているかがわかるようにナンバリング等していただけたらと思います。雇用契約書と賃金台帳と出勤簿については、何らかの形で一連の繋がりがわかるように正職員さんの分、非常勤職員の分とどなたの分かわかるようにしていただけたらチェックがしやすいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

ほかに御意見がなければ、答申の内容及び対応策については、修正の必要はなしでこれでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

委員長

最後に、事務局から何かございますか。

事務局

本選定委員会は本日で終了となりますので、事務局を代表いたしまして、高齢福祉室長から御挨拶を申し上げます。

(室長挨拶)

委員長

それではこれもちまして、第2回吹田市立高齢者いこいの家指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。

2回にわたり御参加いただき、ありがとうございました。